

第5章 教職課程

I. 履修手続き及び教員免許状の授与について

学校の教員になるためには、教員免許状が必要です。この免許状を取得するために開設されているのが教職課程です。教員免許状を取得するためには、国の定める「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行細則」に規定されたルールに従い、特定の科目の単位を履修・修得しなければなりません。

人間開発学部では免許取得に必要な科目の多くを要卒の学部専門科目として開講していますが、要卒外の自由科目として開講するものもあり、また取得を希望する免許によって、必要科目は大きく異なります。

本章の記述を熟読するのももちろん、定期的開催される説明会・ガイダンスなどには必ず出席して、教員免許状取得のルールを理解し、計画的な履修を心がけてください。

【履修手続き】

1. 履修届

履修登録の際、取得希望教科（教職・資格欄）及び、各自が履修しようとする教職課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。

ただし、一定の基準（GPA など）により、履修を制限する場合があります。

2. 教職課程費納入

教職課程を受講するには授業料の他に「教職課程費」が必要です。納入時期は1年次後期及び3年次前期の2回を予定しています。納入期日、金額等については、「履修に関する説明会」及び掲示にてお知らせします。なお、一度振り込まれた諸費用は返却しません。

3. 本課程は卒業要件に含まれる科目と要卒単位外の自由科目により構成されていますので注意してください。なお、自由科目は年次別履修制限単位の枠外となります。

【掲示】

諸手続及び伝達事項等については、たまプラーザ事務課掲示板、大学ホームページまたはK-PITで案内します。

【教員免許状の授与】

教員免許状は所定の単位を修得した後、各都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。本学が発行するものではありません。

なお、下記のいずれかに該当する場合、教員免許状は授与されません。

1. 成年被後见人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【教員免許状の申請方法】

1. 一括申請による授与

人間開発学部では、4年次生で卒業時に教職課程の所定の単位を修得できる見込みのある者を対象に、大学が一括して神奈川県教育委員会に申請し、教員免許状の授与を受ける制度を採用しています。一括申請は4年次に申込手続きが必要となりますので、たまプラーザ事務課の指示に従ってください。この場合、教員免許状は卒業式当日に交付されます。

2. 個人申請による授与

個人で免許状の申請を行う場合には、卒業後に申請者の住所地にある都道府県の教育委員会に各自で申請

手続きを行い、場合によっては検定を受けることになります。

(個人申請の方法)

- ① 申請する都道府県の教育委員会に問い合わせ、申請書類を受け取る。
- ② 大学の教務課またはたまプラーザ事務課で修得単位等の証明を受ける。
- ③ 必要書類をそろえて教育委員会に提出する。

【科目等履修生】

学部卒業までに教員免許状を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として登録したうえで、必要単位を修得し、免許状を取得する方法があります。希望者には「科目等履修生出願要項」を渡しますので、4年次の成績発表後のなるべく早い時期（3月上旬頃）に教務課またはたまプラーザ事務課へ申し出てください。

II. 取得できる教員免許状の種類及び教科

人間開発学部では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校教諭の一種免許状が取得できます。取得できる「基礎免許」の種類及び教科は、学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことにより、下表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」を取得することも可能です。

適用される教育職員免許法上の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。P64以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

免許の種類 学科	小学校教諭一種	幼稚園教諭一種	特別支援学校教諭一種	中学校教諭一種				高等学校教諭一種				
				保健体育	国語	英語	社会	保健体育	国語	英語	地理歴史	公民
初等教育学科	◎	◎	△	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
健康体育学科	◇	◇	△	◎		□	□	◎		□	□	□
子ども支援学科		◎										

◎：基礎免許 □：副免許 ◇：異なる学校種の副免許 △：特別支援学校教諭免許

上表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程を受講するには、まず各自の所属学科における「基礎免許」を履修し、さらに大学によって定められた条件を満たさなければなりません。「基礎免許」を取得せずに、「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程のみを受講することはできません。受講希望者は、次ページ以降に記載された履修方法・条件をよく確認のうえで受講してください。

【基礎免許教科の取得について】

基礎免許は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず基礎免許を受講しなければなりません。P64以降に従って履修してください。

※ 基礎免許については、免許状の一括申請ができます（P57参照）。

【副免許教科の取得について】

副免許は、他学科の科目を履修することにより、同じ学校種（中学校なら中学校、高等学校なら高等学校）の他教科の免許状を取得することができるものです。各自の所属学科の基礎免許を履修していることが受講の条件となります。

例：健康体育学科の学生が「中学校の英語」を受講する場合、「中学校の保健体育」を履修していること（「高等学校の保健体育」のみでは不可）

副免許を取得する場合、基礎免許の免許状の取得が前提となりますので、修得が必要な単位は、該当教科の「教職に関する科目」の教科教育法及び「教科に関する科目」のみとなります。

「教科に関する科目」を受講する学科は指定されていますので、「VII. 『教科に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」の指示に従って受講してください。

副免許を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

3. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

【異なる学校種の副免許の取得について】

異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる基礎免許とは異なる学校種の免許（基礎免許が中・高なら幼・小免許、基礎免許が幼・小なら中・高免許）を指します。履修にあたっては以下の条件を満たす必要があります。

健康体育学科の学生が、小学校・幼稚園課程の受講を希望する場合

1. 中学校教諭一種・保健体育（基礎免許）を履修中であること
2. 2年次終了までの累積 GPA が 2.20 以上 であること
3. 小学校・幼稚園用教職課程費を納入すること

初等教育学科の学生が、中学校・高等学校課程の受講を希望する場合

1. 小学校教諭一種（基礎免許）を履修中であること
2. 中学校・高等学校用教職課程費の納入

異なる学校種の副免許を取得する場合、法令にもとづき、基礎免許を取る際に修得した「教職に関する科目」の単位の一部を流用することができます。ただし、流用できない科目の単位は再度取り直さなければなりません。（P73・74、76・77 参照）

異なる学校種の副免許を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

異なる学校種の副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

異なる学校種の副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

3. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

4. 教育実習

異なる学校種の副免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、もう一度教育実習を行う必要があります。（P73・76 参照）

【特別支援学校教諭免許の取得について】

特別支援学校教諭免許は、初等教育学科の科目を履修することにより、取得することを認めていますが、各自の所属学科の基礎免許を履修していることが受講の条件となります。

特別支援学校教諭免許状について

特別支援学校教諭免許状は、特別支援教育に関する科目の単位修得状況等に応じて、1 または 2 以上の特別支援教育領域を定めて授与されます。

本学では、次の 5 つの特別支援教育領域のうち、

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ① 視覚障害者に関する教育領域 | ② 聴覚障害者に関する教育領域 |
| ③ 知的障害者に関する教育領域 | ④ 肢体不自由者に関する教育領域 |
| ⑤ 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域 | |

③知的障害者・④肢体不自由者・⑤病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域の一種免許状を取得することができます。

特別支援教諭を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

特別支援学校教諭免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

特別支援学校教諭免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて修得できない場合があります。

3. 教育実習

特別支援学校教諭免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）を行う必要があります。

Ⅲ. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法に則って定められています。法令上、大学において修得することを必要とする最低修得単位数をもとに、本学で定める各授業科目の必要修得単位について記します。

【基礎免許】

「教員職員免許法施行規則第 66 条の 6」に基づく本学での最低修得単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低単位数	
	初等教育 健康体育	子ども支援
日本国憲法	2	2
体育	2	3
外国語コミュニケーション	2	2
情報機器の操作	2	2
最低修得単位数 計	8	9

「教員職員免許法第 5 条別表第 1」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類							
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状		中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭 一種免許状		
			初等 教育	子ども 支援	保健 体育	左記 以外	保健 体育	左記 以外	
基礎資格		学士の学位を有すること (=卒業)							
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	教科に関する科目	8	6	6	20	20	20	20	
	教職に関する科目	45	35	37	35	31	33	23	
	教科又は教職に関する科目	6	10	8	4	8	6	16	
最低修得単位数 計		59	51		59		59		

※ 「教科又は教職に関する科目」の詳細については、P88 を参照。

【副免許】

「教員職員免許法第 6 条別表第 4」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許（希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を必ず取得のこと	
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	20	20
	教職に関する科目 （取得を希望する副免許の教科教育法）	8	4
最低修得単位数 計		28	24

【異なる学校種の副免許※1】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第6条第1項の付表（備考12・13）」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類					
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一 種免許状	
				保 健 体育※2	左記 以外	保 健 体育※2	左記 以外
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと					
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	教科に関する科目	8	6	20	20	20	20
	教職に関する科目	30	23	20	16	18	10
	教科又は教職に関 する科目※3	6	8	4	8	8	16
最低修得単位数 計		44	37	44		46	

※1 異なる学校種の副免許については、P73・74 及び P76・77 参照。

※2 中・高一種免「保健体育」は、他の中高の免許教科と必要単位数が異なります。

※3 「教科又は教職に関する科目」の詳細については、P88 参照。

【特別支援学校教諭免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第7条」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類
		特別支援学校教諭 一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許 を必ず取得のこと
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
	特別支援教育領域に関する科目	16
	免許状に定められることとなる特別支 援教育領域以外の領域に関する科目	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習	3
最低修得単位数 計		27

※ 特別支援学校教諭免許は、一括申請できません。卒業後に個人申請してください。なお、個人申請の時点で、各自の所属する学科の基礎免許を取得していることが必要となります。

IV. 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	単位	左記に対応する開設授業科目					
		授業科目	単位		開講 学年	備考	科目区分
			必修	選択 必修			
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		1		共通教育科目
体育	2	スポーツ実技 A スポーツ実技 B スポーツ科学論		1 1 2	1 1 1	これら 3 科目より 2 科目選択必修※	共通教育科目
外国語コミュニケーション	2	英語 I	2		1		共通教育科目
情報機器の操作	2	コンピュータと情報	2		1		共通教育科目
合計必修単位数		初等教育・健康体育学科 8 単位／子ども支援学科 9 単位					

※ 初等教育・健康体育学科は「スポーツ実技 A」「スポーツ実技 B」の 2 科目 2 単位が必修となります。子ども支援学科は、「スポーツ実技 A」「スポーツ科学論」の 2 科目 3 単位が必修となります。

V. 「教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

【1. 小学校教諭・幼稚園教諭（初等教育学科）】

1-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	2	1	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	2	2・3	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	2	2・3	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（幼・小）	後期	2	1	小学校のみ必修
	各教科の指導法	初等科教育法（国語）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（社会）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（算数）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（理科）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（生活）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（図工）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3	
	保育内容の指導法	保育内容総論	後期	2	2	
		保育内容（健康）	後期	2	3・4	
		保育内容（人間関係）	後期	2	3・4	
		保育内容（環境）	後期	2	3・4	
		保育内容（言葉）	前期	2	3・4	
道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修	
特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼・小）	前期	2	3・4		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修
	幼児理解の理論及び方法	児童理解の理論および方法	後期	2	1・2	幼稚園のみ必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	前期	2	3	
教育実習	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2		
	教育実習Ⅱ（幼・小）	後期	2	3	参観実習	
	教育実習Ⅲ（幼・小）	後期	2	3	教壇実習	
	教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3		
教職実践演習	教職実践演習	後期	2	4		
合計必修単位数		小学校 45 単位／幼稚園 35 単位				

※ 健康体育学科の学生が異なる学校種の副免許「小学校」を取得しようとする場合は、P76を参照してください。

1-2. 選択科目^{※1}

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ ^{※2}	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ ^{※2}	半期	2	3
		教育心理学特殊講義Ⅲ ^{※2}	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学特殊講義Ⅲ ^{※2}	半期	2	3
学校・学級経営論		半期	2	2・3	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅱ ^{※2}	半期	2	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ ^{※2}	半期	2	3

※1 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

※2 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

教科教育法（2・3年次開講）の履修について

初等科教育法（2・3年次開講）は教育実習の前提科目となっています（P79 参照）。

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P79・80の「VI. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」は2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、合否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（DまたはR評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P88「VIII. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

幼稚園の教育実習を希望する場合の「教育実習ⅠA・ⅠB」の履修について

初等教育学科の学生が幼稚園の教育実習を希望する場合、すでに小学校実習用の「教育実習ⅠA・ⅠB」を修得済みもしくは履修中であっても、実習内容の性質上、子ども支援学科の「教育実習ⅠA・ⅠB」を受講しなければなりません。

【2. 中学校教諭・高等学校教諭「保健体育」（健康体育学科）】

2-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	2	1	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	2	2・3	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	2	1	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（中・高）	後期	2	1	
	各教科の指導法	保健科教育法Ⅰ	前期	2	2	
		保健科教育法Ⅱ	後期	2	2	
		体育科教育法Ⅰ	前期	2	2	
		体育科教育法Ⅱ	後期	2	2	
	道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校のみ必修
	特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（中・高）	後期	2	3		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（中・高）	後期	2	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	前期	2	3	
教育実習		教育実習ⅠA（事前指導）	後期	0	2	
		教育実習Ⅱ（中・高）	後期	2	3	参観実習
		教育実習Ⅲ（中・高）	後期	2	3	教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3	
教職実践演習		教職実践演習	後期	2	4	
合計必修単位数		中学校 35 単位／高等学校 33 単位				

※ 初等教育学科の学生が異なる学校種の副免許「保健体育（中学校・高校）」を取得しようとする場合は、P73を参照してください。

※ 健康体育学科の学生が副免許「英語・社会（中学校）、英語・地理歴史・公民（高校）」を取得しようとする場合は、P75を参照してください。

2-2. 選択科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
		教育心理学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
		学校・学級経営論	半期	2	2・3
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅱ	半期	2	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ	半期	2	3

※ 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

教科教育法（2年次開講）の履修について

教科教育法（2年次開講）は、教育実習の前提科目となっています（P79参照）。

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P79・80「Ⅵ. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」は2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、合否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（DまたはR評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P88「Ⅷ. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

【3. 幼稚園教諭（子ども支援学科）】

3-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	後期	2	1	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	前期	2	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	後期	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	2	3	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（幼） 保育方法論	前期 後期	2 2	2 2	
	保育内容の指導法	保育内容総論	前期	2	2・3	
		保育内容（健康）	前期	2	2	
		保育内容（人間関係）	前期	2	3	
		保育内容（環境）	前期	2	2	
		保育内容（言葉）	前期	2	3	
	保育内容（表現）	後期	2	2		
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼）	後期	2	3		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	児童理解の理論および方法	後期	2	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	前期	2	3	
教育実習		教育実習ⅠA（事前指導）	後期	0	2	
		教育実習Ⅱ（参観実習）（幼）	前後	2	3	参観実習
		教育実習Ⅲ（教壇実習）（幼）	前後	2	3	教壇実習
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3	
教職実践演習		教職実践演習	後期	2	4	
合計必修単位数		幼稚園 37 単位				

※ 健康体育学科の学生が異なる学校種の副免許「幼稚園」を取得しようとする場合は、P76を参照してください。

3-2. 選択科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児教育史	前期	2	3・4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	臨床発達心理	前期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	カウンセリング概論	後期	2	2

※ 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」（P88参照）に算入されます。

「教育実習」の単位認定

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P79・80の「Ⅵ. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。「教育実習ⅠA」2年次、「教育実習ⅠB」は3年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、3年次の「教育実習ⅠB」終了時に1単位を認定します。したがって、2年次は0単位となり、合否で成績がつきます。なお、「教育実習ⅠB」は「教育実習Ⅲ」を行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（DまたはR評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「実習の手引き」で確認してください。

「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P88「Ⅷ. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

【4. 小学校教諭を基礎免許とする者が、中学校・高等学校教諭を取得する場合（初等教育学科）】

4-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		科目	開講	単位	開講学年	概要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	—	1	基礎免許で修得
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	—	1	基礎免許で修得
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	—	2・3	基礎免許で修得
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	—	2・3	基礎免許で修得
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（中・高）	後期	2	1	保健体育のみ必修
	各教科の指導法（教育課程の意義及び編成の方法を含む） 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	通年	4	2	中学校のみ必修
		英語科教育法Ⅰ	通年	4	2	取得希望教科のみ受講可
		社会科教育法	通年	4	2	取得希望教科のみ受講可
		国語科教育法Ⅱ	通年	4	3	中学校・高等学校必修
		英語科教育法Ⅱ	通年	4	3	取得希望教科のみ受講可
		社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法	通年 通年	4 4	3 3	取得希望教科のみ受講可
	各教科の指導法	保健科教育法Ⅰ	前期	2	2	保健体育のみ必修
		保健科教育法Ⅱ	後期	2	2	
		体育科教育法Ⅰ	前期	2	2	
体育科教育法Ⅱ		後期	2	2		
道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校のみ必修	
特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校・高等学校必修	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（中・高）	後期	2	3	保健体育のみ必修	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（中・高）	後期	2	2	中学校・高等学校必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	前期	—	3	基礎免許で修得
教育実習☆	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	3	基礎免許で修得	
	教育実習Ⅱ（参観実習）（中・高）	後期	2	3	中学校・高等学校必修	
	教育実習Ⅲ（教壇実習）（中・高）	前期	—	4	基礎免許で修得	
	教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	4	基礎免許で修得	
教職実践演習	教職実践演習	後期	—	4	基礎免許で修得	
合計必修単位数		中学校 16 単位／高等学校 10 単位 (保健体育のみ中学校 20 単位／高等学校 18 単位)				

☆ 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習について（教育実習の単位認定）

異なる学校種の副免許を取得するためには「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）が必須です。基礎免許ですでに「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、次のとおり、再度2週間以上の実習が必要となります。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

なお、「中学校・高等学校」免許の修得を希望する場合、すでに小学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度、中学校もしくは高等学校において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません。（「教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB」については、小学校免許取得のために修得した単位が流用できます）

4-2. 選択科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講 学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論 に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
		教育心理学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
		学校・学級経営論	半期	2	2・3
教育課程及び指 導法に関する科 目	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅱ	半期	2	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活 用を含む。）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相 談及び進路指導 等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ	半期	2	3

※ 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

【5. 中学校・高等学校教諭を基礎免許とする者が、同じ学校種その他教科の免許（副免許）を取得する場合（健康体育学科）】

必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	—	1	基礎免許で修得
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	—	1	基礎免許で修得
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	—	2・3	基礎免許で修得
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	—	2・3	基礎免許で修得
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法（教育課程の意義及び編成の方法を含む） 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	通年	4	2	中学校のみ必修
		英語科教育法Ⅰ	通年	4	2	取得希望教科のみ
		社会科教育法	通年	4	2	受講可
		国語科教育法Ⅱ	通年	4	3	中学校・高等学校
	道徳の指導法	英語科教育法Ⅱ	通年	4	3	必修
社会科・地理歴史科教育法		通年	4	3	取得希望教科のみ	
特別活動の指導法	社会科・公民科教育法	通年	4	3	受講可	
	道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	中学校のみ必修 基礎免許で修得	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	特別活動の理論と方法（中・高）	前期	2	3・4	基礎免許で修得
	進路指導の理論及び方法	生徒指導（中・高）	後期	—	2	基礎免許で修得
教育実習☆	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	3	基礎免許で修得
		教育実習Ⅱ（参観実習）（中・高）	後期	2	3	基礎免許で修得
		教育実習Ⅲ（教壇実習）（中・高）	前期	—	4	基礎免許で修得
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	4	基礎免許で修得
教職実践演習	教職実践演習	後期	—	4	基礎免許で修得	
合計必修単位数		中学校 8 単位／高等学校 4 単位				

☆ 基礎免許と同一学校種の副免許取得の場合は、教育実習を再度行う必要はありません。

たとえば、「中学校教諭・保健体育」を基礎免許として修得中の健康体育学科の学生が、「中学校教諭・英語」を副免許として取得しようとする場合、必要な単位は教科に関する科目 20 単位と教科教育法 8 単位のみとなります。（必要単位は P64 参照）

【6. 中学校教諭を基礎免許とする者が、幼稚園・小学校教諭を取得する場合（健康体育学科）】

6-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	—	1	基礎免許で修得
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	—	1	基礎免許で修得
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	—	2・3	基礎免許で修得
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	—	2・3	基礎免許で修得
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（幼・小）	後期	2	1	幼稚園・小学校必修
		保育方法論	後期	2	2	幼稚園のみ必修
	各教科の指導法	初等科教育法（国語）	前期	2	2・3	小学校のみ必修
		初等科教育法（社会）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（算数）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（理科）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（生活）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（図工）	前期	2	2・3	
		初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3	
	保育内容の指導法	保育内容総論	前期	2	2・3	幼稚園のみ必修
		保育内容（健康）	前期	2	2	
		保育内容（人間関係）	前期	2	3	
		保育内容（環境）	前期	2	2	
		保育内容（言葉）	前期	2	3	
保育内容（表現）		後期	2	2		
道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修	
特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼・小）	前期	2	3・4	幼稚園・小学校必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修
	進路指導の理論及び方法	児童理解の理論および方法	後期	2	1・2	幼稚園のみ必修
教育実習☆		教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	2	幼稚園のみ必修（小学校は基礎免許で修得）
		教育実習Ⅱ（参観実習）（幼・小）	後期	2	3	幼稚園・小学校必修
		教育実習Ⅲ（教壇実習）	後期	—	3	基礎免許で修得
		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	3	幼稚園のみ必修（小学校は基礎免許で修得）
教職実践演習		教職実践演習	後期	—	4	基礎免許で修得
合計必修単位数		小学校 30 単位／幼稚園 23 単位				

☆ 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習について（教育実習の単位認定）

異なる学校種の副免許を取得するためには「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）が必須です。基礎免許ですでに「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、次のとおり、再度2週間以上の実習が必要となります。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

健康体育学科の学生が「小学校」免許の取得を希望する場合、すでに中学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度小学校において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません（「教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB」については、中学校教諭免許取得のために修得した単位が流用できます）。

健康体育学科の学生が「幼稚園」免許の取得を希望する場合、すでに中学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度幼稚園において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません。また、子ども支援学科開講の「教育実習ⅠA（事前指導）」及び「教育実習ⅠB（事後指導）」の単位も改めて修得しなければなりません（「教育実習Ⅲ」については、中学校免許取得のために修得した単位が流用できます）。

6-2. 選択科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ※2	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ※2	半期	2	3
		教育心理学特殊講義Ⅲ※2	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学特殊講義Ⅲ※2 学校・学級経営論	半期	2	2・3
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅱ※2	半期	2	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ※2	半期	2	3

※1 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

※2 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

【7. 特別支援学校教諭を取得する場合（初等教育学科・健康体育学科）】

必修科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講 学年
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	半期	2	1
特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	集中	2	2
		肢体不自由児の心理・生理・病理	集中	2	2
		病弱児の心理・生理・病理	集中	2	2
		障害児の生理・病理	集中	2	2
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	知的障害児の教育	半期	2	2
		肢体不自由児の教育	半期	2	2
		病弱児の教育	集中	2	2
	障害児指導法	半期	2	3	
免許状に定められ ることとなる特別 支援教育領域以外 の領域に関する科 目	・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び 病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目	発達障害児教育総論	集中	2	2
		聴覚障害児教育総論	半期	2	2
		視覚障害児教育総論	半期	2	2
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習（事前指導）	半期	3	3
		特別支援教育実習（事後指導）	半期		4
		特別支援教育実習	半期		4
合計必修単位数		27 単位			

VI. 教育実習の履修方法について

【取得希望免許ごとに必要な教育実習】

取得希望免許状	履修が必要な教育実習科目	現場実習期間	単位	介護等体験※
小学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間
中学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間
高等学校（保健体育）のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	
幼稚園のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	

※ 介護等体験についてはP90「IX. 介護等体験について」参照してください。

【授業科目の構成及び履修条件】

小学校課程

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	2年前期 （事前指導）	-	「教職論」2単位を修得または履修していること。
教育実習Ⅱ	3年 （参観実習）※	2	当該科目を履修する前年度までに以下の条件を満たしていること。 ア）「教育課程論」「教育の原理」「教職論」の3科目6単位を修得していること イ）「初等科教育法」及び「発達と学習」の中から4科目8単位以上を修得していること ウ）「教育実習ⅠA」に合格していること。
教育実習Ⅲ	3年 （教壇実習）※	2	「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を履修していること。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

中学校・高等学校課程 保健体育免許

科目名	開講年次	認定単位数		履修（参加）条件
		中一種	高一種	
教育実習ⅠA	2年後期 （事前指導）	-	-	ア）「教職論」「教育の原理」「教育課程論」「教育と社会」「運動学」「生理学」のうち3科目6単位以上を修得していること イ）「体育科教育法Ⅰ」「保健科教育法Ⅰ」の2科目4単位を修得していること。
教育実習Ⅱ	3年 （参観実習）※	2		当該科目を履修する前年度までに以下の条件を満たしていること。 ア）「教職論」2単位を修得していること。 イ）「体育科教育法Ⅱ」「保健科教育法Ⅱ」の2科目4単位を修得していること。 ウ）「教育実習ⅠA」に合格していること。
教育実習Ⅲ	3年 （教壇実習）※	2	2	「教育実習Ⅱ」と同じ。
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	1	「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を履修していること。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

※ 教育実習は、基礎免許教科で行うことを原則とします。

幼稚園課程：初等教育学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	2年後期 （事前指導）	-	「教職論」2単位を修得または履修していること。
教育実習Ⅱ	3年前期 （主として参観 実習）※	2	2年次後期終了までに、 ア）「教育の原理」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること。 イ）保育内容の指導に関する科目6科目のうち2科目4単位以上を修得していること。 ウ）「教育実習ⅠA」を履修していること。
教育実習Ⅲ	3年後期 （参観及び教壇 実習）※	2	3年次前期終了までに、 ア）「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得または履修していること。 イ）2年次後期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ）保育内容の指導に関する科目6科目のうち3科目6単位以上を修得していること。 エ）「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること。
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	履修条件は「教育実習Ⅲ」と同じ。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

幼稚園課程：子ども支援学科

科目名	開講年次	認定 単位数	履修（参加）条件
教育実習ⅠA	2年後期 （事前指導）	-	「教育の原理」2単位を修得していること。
教育実習Ⅱ	3年前後 （主として参観 実習）※	2	ア）「教職論」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること イ）2年次開講の保育内容の指導に関する科目4科目のうち2科目4単位以上を修得していること ウ）2年次開講の「教育実習ⅠA」に合格していること
教育実習Ⅲ	3年前後 （参観及び教壇 実習）※	2	ア）「教職論」「教育課程論」のうち、1科目2単位以上を修得していること イ）2年次開講の保育内容の指導に関する科目4科目のうち2科目4単位以上を修得していること ウ）「教育実習Ⅱ」を履修、または修得していること
教育実習ⅠB	3年後期 （事後指導）	1	履修条件は「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」と同じ。

※ 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

特別支援学校教諭課程

特別支援学校教諭一種免許状の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、「特別支援教育実習」（事前・事後指導を含む）を行う必要があります。

「特別支援教育実習」を受講するにあたっては、「特別支援教育総論」（1年次開講）2単位を修得し、「知的障害児の教育」（2年次開講）「肢体不自由児の教育」（2年次開講）「病弱児の教育」（2年次開講）「障害児指導法」（3年次開講）のうち3科目6単位を履修している必要があります。そのうえで、3年次の後期に開講する「特別支援教育実習（事前指導）」の履修が求められます。

VII. 「教科に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

【小学校一種】 ※1・2

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	初等教育学科		
	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位	必要単位数
国語（書写を含む）	◎国語概説 児童文学	2 2	計 8 単位以上
社会	社会科概説	2	
算数	算数概説	2	
理科	理科概説	2	
	理科実験・観察法（生命）	2	
	理科実験・観察法（地球）	2	
	理科実験・観察法（粒子）	2	
理科実験・観察法（エネルギー）	2		
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
図画工作	図工概説	2	
家庭	家庭科概説	2	
体育	体育概説	2	

※1 ◎：必修科目

※2 健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

【幼稚園一種】 ※1・2

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	初等教育学科			子ども支援学科		
	左記に対応する開設授業科目			左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位	必要 単位数	授業科目	単位	必要 単位数
国語	◎国語概説	2	計 6 単 位以上	国語概説 保育表現技術（言語表現）◆	2 2	計 6 単 位以上
算数	算数概説	2		算数概説	2	
生活	生活科概説	2		生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2		音楽概説 保育表現技術（音楽表現）◆	2 2	
				図工概説 保育表現技術（造形表現）◆	2 2	
図画工作	図工概説	2		図工概説 保育表現技術（造形表現）◆	2 2	
体育	体育概説	2	体育概説 保育表現技術（身体表現）◆	2 2		

※1 ◎印=必修科目

※2 健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、子ども支援学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

【保健体育（中学校一種・高等学校一種）】※1・2

		健康体育学科		
教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位	必要単位数
体育実技	△運動方法基礎実習球技系Ⅰ		1	球技系、表現系、武道系より各1単位を含む5単位以上
	△運動方法基礎実習球技系Ⅱ		1	
	△運動方法基礎実習球技系Ⅲ		1	
	△運動方法基礎実習球技系Ⅳ		1	
	△運動方法基礎実習表現系Ⅰ		1	
	△運動方法基礎実習表現系Ⅱ		1	
	△運動方法基礎実習表現系Ⅲ		1	
	△運動方法基礎実習表現系Ⅳ		1	
	△運動方法基礎実習表現系Ⅴ		1	
	△運動方法基礎実習武道系Ⅰ		1	
	△運動方法基礎実習武道系Ⅱ		1	
△運動方法基礎実習武道系Ⅲ		1		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	△体育原理		2	2単位以上
	△スポーツ心理学		2	
	△体育スポーツ経営学		2	
	△体育社会学		2	
生理学（運動生理学を含む。）	◎運動学		2	2単位以上
	スポーツ行政論		2	
	組織・リーダーシップ論		2	
衛生学及び公衆衛生学	◎生理学		2	2単位以上
	コンディショニング		2	
	◎衛生学・公衆衛生学		2	
学校保健（小児医療、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	保健社会学		2	6単位以上
	健康管理論		2	
	◎学校保健		2	
	発育期の健康と運動		2	
	メンタルヘルス		2	
	◎安全教育		2	
◎救急法		2		

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 初等教育学科の学生が取得しようとする場合は、健康体育学科の欄より科目を履修してください。

【英語（中学校一種・高等学校一種）】※1・2

教育職員免許法規則に定める科目区分		外国語文化学科	
科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位
英語学		△英米語研究Ⅰ	2
		△英米語研究Ⅱ	2
		英文法A◆	2
		英文法B◆	2
英米文学		◎外国文学Ⅰ（英）	2
		◎外国文学Ⅱ（米）	2
英語コミュニケーション	各分野からそれぞれ1単位以上計20単位以上	英語演習ⅠA◆	2
		英語演習ⅠB◆	2
		英語演習ⅡA◆	2
		英語演習ⅡB◆	2
		英語表現A◆	2
		英語表現B◆	2
		△英語コミュニケーション演習A	2
		△英語コミュニケーション演習B	2
		英語展開演習A	2
		英語展開演習B	2
		Select EnglishⅠ◆	2
		Select EnglishⅡ◆	2
異文化理解		△英米地域文化論Ⅰ	2
		△英米地域文化論Ⅱ	2

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

【社会（中学校一種）】 ※1・2

教育職員免許法規則に定める科目区分		哲学科	
		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び外国史		◎日本史概論Ⅰ	2
		日本史概論Ⅱ	2
		◎東洋史概論Ⅰ	2
		東洋史概論Ⅱ	2
		◎西洋史概論Ⅰ	2
		西洋史概論Ⅱ	2
地理学 (地誌を含む。)		◎人文地理学	2
		◎自然地理学	2
		◎地誌学	2
「法学、政治学」		△憲法	4
		△政治学概論	2
		国際政治 A	2
		国際政治 B	2
「社会学、経済学」	各分野から それぞれ 1単位以上 計 20 単位	△社会学 A	2
		社会学 B	2
		△社会経済学入門	2
		△経済原論	2
		公共部門と財政	2
		社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障◆	2
「哲学、倫理学、宗教学」		△哲学概論 A	2
		哲学概論 B	2
		△倫理学 A	2
		倫理学 B	2
		△宗教学Ⅰ	2
		宗教学Ⅱ	2
		哲学演習◆	4
		西洋哲学史ⅠA	2
		西洋哲学史ⅠB	2
		西洋哲学史ⅡA	2
西洋哲学史ⅡB	2		

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

【地理歴史（高等学校一種）】 ※1・2

教育職員免許法規則 に定める科目区分		史学科	
科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位
日本史		◎日本史概論Ⅰ	2
		日本史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ（日本史）◆	2
		史学展開演習Ⅱ（日本史）◆	2
		史学応用演習（日本史）◆	4
		史学展開演習Ⅰ（考古学）◆	2
		史学展開演習Ⅱ（考古学）◆	2
		史学応用演習（考古学）◆	4
		日本時代史Ⅰ	2
		日本時代史Ⅱ	2
		日本時代史Ⅲ	2
		日本時代史Ⅳ	2
		日本時代史Ⅴ	2
		日本時代史Ⅵ	2
日本時代史Ⅶ	2		
日本時代史Ⅷ	2		
外国史	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	◎東洋史概論Ⅰ	2
		東洋史概論Ⅱ	2
		◎西洋史概論Ⅰ	2
		西洋史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ（外国史）◆	2
		史学展開演習Ⅱ（外国史）◆	2
		史学応用演習（外国史）◆	4
		東洋地域史Ⅰ	2
		東洋地域史Ⅱ	2
		東洋地域史Ⅲ	2
		東洋地域史Ⅳ	2
		西洋地域史Ⅰ	2
		西洋地域史Ⅱ	2
		西洋地域史Ⅲ	2
西洋地域史Ⅳ	2		
人文地理学 及び自然地理学		◎人文地理学	2
		◎自然地理学	2
		史学展開演習Ⅰ（地域文化と景観）◆	2
		史学展開演習Ⅱ（地域文化と景観）◆	2
地誌		史学応用演習（地域文化と景観）◆	4
		◎地誌学	2

※1 ◎：必修科目

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、史学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

【公民（高等学校一種）】※1・2

教育職員免許法規則に定める科目区分		哲学科	
科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」		△憲法	4
		△政治学概論	2
		国際政治 A	2
		国際政治 B	2
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	各分野からそれぞれ1単位以上計20単位以上	△社会学 A	2
		社会学 B	2
		△社会経済学入門	2
		△経済原論	2
		国際経済	2
		地域経済統合	2
		公共部門と財政	2
		社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障◆	2
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
哲学概論 B	2		
△倫理学 A	2		
倫理学 B	2		
△宗教学 I	2		
宗教学 II	2		
△心理学 A	2		
心理学 B	2		
哲学演習◆	4		
西洋哲学史 I A	2		
西洋哲学史 I B	2		
西洋哲学史 II A	2		
西洋哲学史 II B	2		
日本哲学 A	2		
日本哲学 B	2		

※1 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 初等教育・健康体育学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

VII. 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低必要単位数は、本学では小学校 6 単位、中学校 8 単位（保健体育は 4 単位）、高等学校 16 単位（保健体育は 6 単位）、幼稚園 10 単位（子ども支援学科生は 8 単位）です。本学では、この区分の科目として「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合は**必修科目**、高等学校教員免許状のみを取得する場合は**選択科目**として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

教育職員免許法 施行規則に 定める科目区分	本学における 最低必要単位数		左記に対応する本学の開設授業科目					
	免許の種類及び教科	単位	授業科目	開講	単位	開講 学年	履修 方法等	
教科又は教職に 関する科目	小学校	6 ^{※1}	児童英語基礎指導論 ^{※1}	半期	2	1		
			外国語活動指導法 ^{※2}	半期	2	2		
			ボランティアと社会参加 ^{※3}	半期	2	1	必修	
	中学校	保健体育	4 ^{※5}	ボランティアと社会参加 ^{※3}	半期	2	2	必修
		保健体育以外	8					
	高等学校	保健体育	6 ^{※6}	ボランティアと社会参加 ^{※3}	半期	2	2	
		保健体育以外	16					
	幼稚園（初等教育学科） ^{※4}	10	ボランティアと社会参加 ^{※3}	半期	2	1		
幼稚園 （子ども支援学科） ^{※4}	8	ボランティアと社会参加 ^{※3}	半期	2	1			
		学校・学級経営論	半期	2	2・3			
		授業アセスメント論 ^{※5}	半期	2	3			

※1 初等教育学科の学生のみ履修可（専門教育科目の必修科目）

※2 初等教育学科の学生のみ履修可（専門教育科目の選択科目）

※3 「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできない。小・中学校教員免許状取得希望者は、介護等体験を行う前年度までに修得すること。介護等体験の詳細については、P90を参照すること。

※4 幼稚園については、（ ）内で示されている所属学科を参照のこと。

※5 「授業アセスメント論」は、卒業に要する単位数に算入されない。

【教科又は教職に関する科目の充当方法】^{※1}

小学校 ①+②+③+⑤ = 6 単位以上

- ① 「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」（各 2 単位）
- ② 「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③ 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ⑤ 「教科に関する科目」で、8 単位を超えて修得した単位数

中学校 ②+③+⑤ = 8 単位以上（保健体育は 4 単位以上）

- ② 「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③ 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ⑤ 「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 単位を超えて修得した単位数

高等学校 ②+③+④+⑤ = 16 単位以上（保健体育は 6 単位以上※²）

- ②「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ④「道徳教育の理論と方法」を取得した場合
- ⑤「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 単位を超えて修得した単位数

幼稚園 ②+③+⑤ = 10 単位以上（初等教育学科）、8 単位以上（子ども支援学科）

- ②「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ⑤「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、6 単位を超えて修得した単位数

※ 各免許課程とも、必ずしも①～⑤すべての分野から充当する必要はありません。

Ⅸ. 介護等体験について

【介護等体験とは】

小学校及び中学校教員免許状の申請の際には、介護等体験特例法に基づく介護等体験に関する証明書の添付が義務付けられています。

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や、高齢者等に対する介護、介助や、これらの人達との交流等の体験を行わせること。」を目的としています。

【介護等体験の内容】

いわゆる介護、介助のほか、障害者や高齢者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接に接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容・状況に応じ、幅広い体験が考えられる、とされています。

【受入施設と体験期間】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ① 特別支援学校 | 2 日間 |
| ② 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等） | 5 日間 |
| | 計 7 日間 |

【介護等体験申し込み手続き】

介護等体験は卒業までに体験すればよいことですが、3 年次以降は教育実習があること等を考慮し、2 年生のときに体験することを原則としています。

具体的には、1 年次（体験の前年度）に数回のガイダンスを行い、その中で申込み手続きが行われます。このガイダンスは事前指導会を兼ねますので、全回出席しなければ翌年度、介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者は掲示に注意し、必ずガイダンスを受けるようにしてください。

なお、2 年次（体験実施年）にもガイダンスがあり、全回出席しなければなりません。

ガイダンスとは別に「教科又は教職に関する科目」である『ボランティアと社会参加』（1 年次開講・2 単位）は体験に参加する前年に受講し修得すること。修得して初めて「介護等体験」に参加する資格を得ることになります。

※1 なお、特別支援学校及び社会福祉施設への受け入れの依頼は大学が一括して行います。

※2 「セメスター留学」に参加する学生は、3 年次に 1 年目のガイダンスに参加し、4 年次に体験に参加することになります。

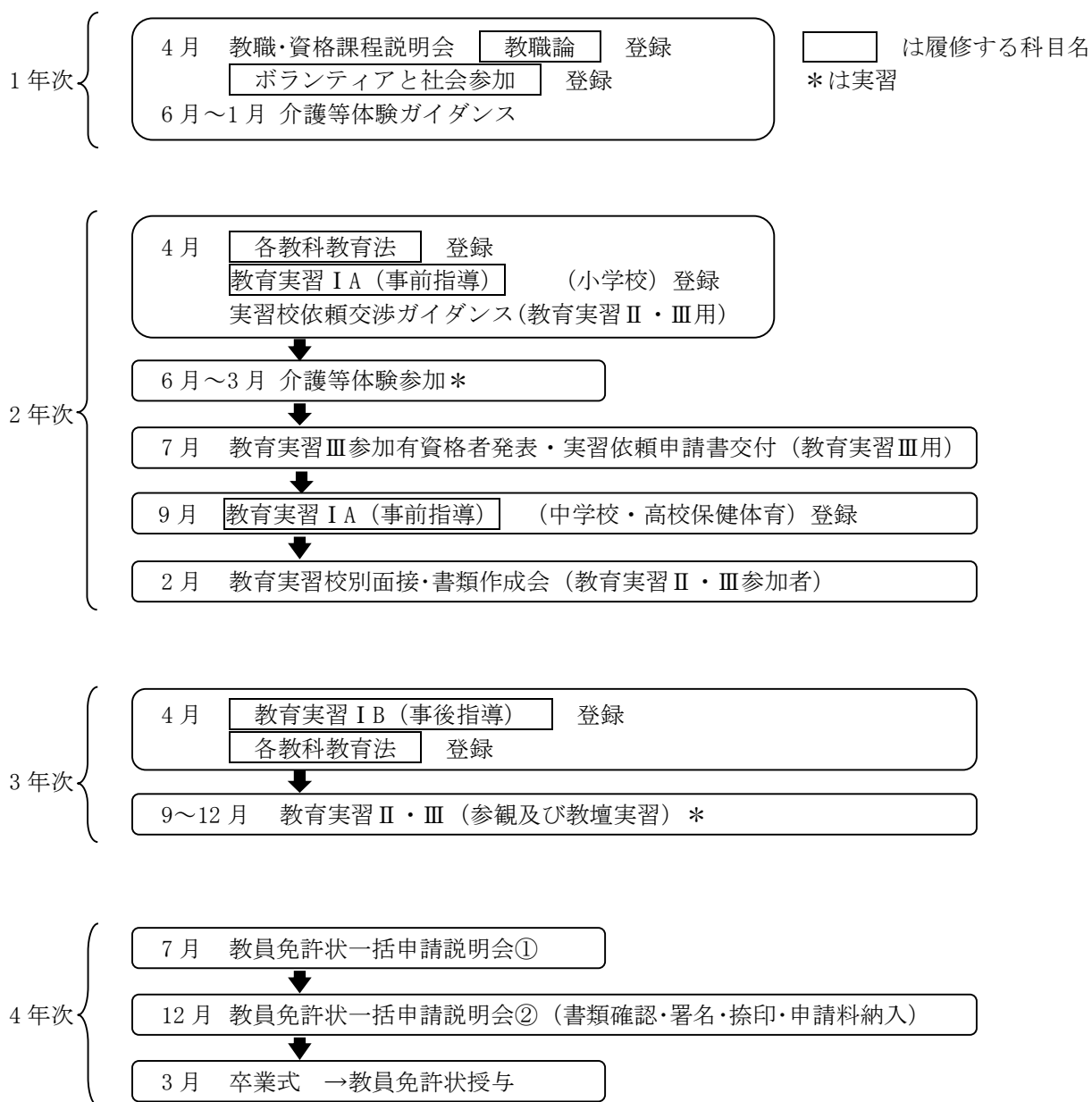
【介護等体験を必要としない人】

小・中学校教諭免許状取得希望者で下記に該当する方は、事前にたまプラーザ事務課に申し出てください。

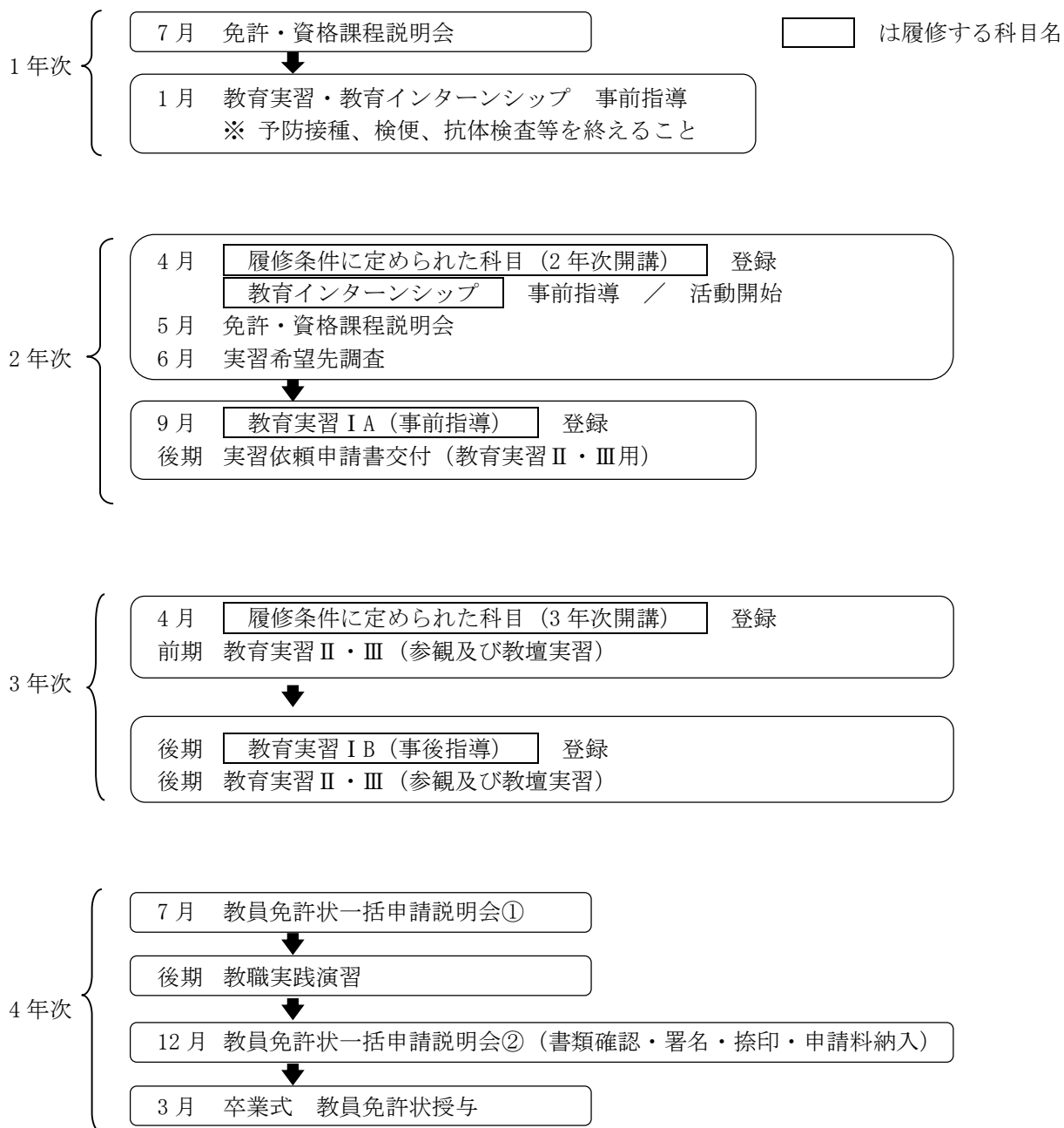
- 平成 10 年 3 月 31 日以前に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与された者、及び同日現在から継続して大学・大学院に正規課程の学生として在学中の者。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、以上のいずれかの免許を受けている者。社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
- 身体障害者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級である者として記載されている者。

X. 教育職員免許状取得までの主な行事予定

【教育実習を3年次にすべて行う場合（小学校及び中学校・高校の保健体育免許状取得希望者のみ）】



【幼稚園免許状取得希望者が教育実習を行う場合（子ども支援学科のみ）】



※ 前期 1 週プラス 3 週の実習を受け入れてもらえない公立園などで実習する場合は、後期 4 週連続で行います。